

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和 2 年 1 月 16 日

京都府立図書館
館長 丸川 修

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称及び数量

京都府立図書館利用者用複写サービスに係る複写機、課金装置賃貸借及びカラーブックコピーシステムの複写機 一式

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 賃借期間

令和 2 年 3 月 1 日から令和 5 年 2 月 28 日まで

(4) 納入場所

京都府立図書館

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒606-8343 京都市左京区岡崎成勝寺町

京都府立図書館企画総務部企画調整課

電話番号 (075) 762-4655

ファクシミリ番号 (075) 762-4653

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間等

ア 交付期間

令和 2 年 1 月 16 日(木)から令和 2 年 1 月 30 日(木)まで（令和 2 年 1 月 20 日(月)、1 月 27 日(月)を除く。）の午前 9 時 30 分から午後 5 時までとする。

イ 入手方法

(ア) 原則として、アの期間に、京都府立図書館のホームページ(<http://www.library.pref.kyoto.jp/>)または京都府教育委員会のホームページ(<http://www.kyoto-be.ne.jp/>)の入札情報からダウンロードすること。

(イ) やむを得ず直接交付を受ける場合は、アの期間に、(1)の場所に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手段の特例を定める政令が適用される平

- 成 31 年度における物品の製造の請負及び物品の買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（平成 31 年京都府告示第 16 号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、「文房具・事務機器」に登録されているものであること。
- (3) 4 の (1) で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
- (4) 国、地方公共団体、特殊法人、認可法人、独立行政法人、国立大学法人、地方公社、地方独立行政法人、又は公立学校法人等と直接締結した契約において、平成 15 年度以降に同種のほぼ同規模の業務を完了した実績を有すること。

4 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

2 の (2) のアに同じ。

(2) 提出場所

2 の (1) に同じ。

(3) 提出方法

申請書等を 1 部、(2) の場所に持参又は郵送（(1) の期間内に必着させるとともに、郵送書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）により提出すること。

(4) 確認通知

入札参加資格の確認については、別途通知する。

(5) その他

申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

5 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

令和 2 年 2 月 13 日（木）午前 11 時

イ 場所

京都府立図書館

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限

令和 2 年 2 月 12 日（水）

(イ) 提出先

〒606-8343 京都市左京区岡崎成勝寺町

京都府立図書館長

(ウ) その他

郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

(2) 入札の方法

持参又は郵送によることとし、電送等による入札は認めない。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、見積りは契約期間（36箇月）に対する総額とすること。

(4) 開札

ア 開札は(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち会わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに関係職員及び立会職員以外の者は入場することはできない。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

ア 3に掲げる競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 委任状を持参しない代理人のした入札

エ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者のした入札

オ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者のした入札

カ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札

キ 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

ク その他入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

(6) 落札者の決定方法

ア 京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、立会職員にくじを引かせるものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

イ 落札者が決定通知のあった日から5日以内に契約を締結しないときは、落札者は

当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

(7) 契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 契約書作成の要否
要する。

6 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

7 その他

(1) 1から6までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。